

奈良県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

～ポリ塩化ビフェニル廃棄物の全量適正処理をめざして～

平成16年3月
(平成28年2月改訂)

奈 良 県

「奈良県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」目次

第1章 計画策定の経緯及び基本的事項	p1
1 計画策定の経緯	
2 計画の基本的事項	
(1) 計画の目的	
(2) 計画期間	
(3) 計画対象	
(4) 処分期間	
(5) その他	
第2章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の現状及び処分見込み量	p5
1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管量	
2 ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用状況	
3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分量の見込み	
第3章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制	p8
1 拠点的広域処理施設による処理体制	
(1) 高圧トランス・コンデンサ等	
(2) ポリプロピレン等を使用したコンデンサの一部	
(3) 安定器等・汚染物	
(4) 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物	
2 収集運搬体制	
第4章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正処理の推進方策	p10
1 奈良県及び奈良市の役割	
(1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の実態把握	
(2) 適正処理推進のための監視、指導等	
(3) 計画的処理を行うための調整及び計画的搬入	
(4) 関係機関との連携	
(5) 県民、事業者等の理解を深めるための方策	
(6) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による処理の推進	
2 保管事業者の役割	
3 家電製品製造者の役割	
4 収集運搬業者の役割	
5 処分業者等の役割	
6 その他関係者の役割	

第1章 計画策定の経緯及び基本的事項

1 計画策定の経緯

ポリ塩化ビフェニル（以下、PCBという。）は、化学的に安定している、熱により分解しにくい、絶縁性が良い、沸点が高い、不燃性であるなどの性質を有する物質であり、熱媒体、トランス及びコンデンサ用の絶縁油、感圧複写紙等幅広い分野で使用されてきた。我が国では、これまで、約59,000トンのPCBが生産され、このうち約54,000トンが国内で使用された。

昭和41年以降、世界各地の魚類や鳥類の体内からPCBが検出されるなど、PCBによる汚染が地球全体にまで及んでいることが明らかになってきた。また、我が国では、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件が起きた。その後、様々な生物や母乳等からも検出され、PCBによる汚染が問題となった。

このような状況を踏まえ、昭和47年からは、PCBの新たな製造はなくなり、さらに、昭和48年10月に制定された化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）に基づき、昭和49年6月からは、その製造、輸入等が事実上禁止となった。

その後、我が国においては、高圧トランス及び高圧コンデンサを始めとしたPCB廃棄物について、その処理体制の整備が著しく停滞していたため、長期にわたり処分がなされず、事業者において保管が行われてきたが、処分のめどが立たないまま長期にわたる保管が継続する中で、PCB廃棄物の紛失等が発生し、環境汚染の進行が懸念される状況となった。

PCBは、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であり、その難分解性、高蓄積性、大気や移動性の生物種を介して長距離を移動するという性質から、将来の世代にわたり、地球規模の環境汚染をもたらすものである。国際的には、PCB等の残留性有機汚染物質による環境汚染を防止するため、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下、「ストックホルム条約」という。）が平成13年5月に採択された。我が国は、平成14年7月の同条約締結の国会承認を経て、翌8月に加入した。この条約では、PCBに関し、平成37年までの使用の全廃、平成40年までの適正な処分などが定められている。

このような状況において、PCBによる環境汚染を防止し、将来にわたって国民の健康を保護し、生活環境の保全を図るため、平成13年7月にPCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下、「PCB特別措置法」という。）が制定された。その後、国は中間貯蔵・環境安全事業株式会社を活用してPCB廃棄物の処理施設の整備に着手し、地元地方公共団体等の協力や地域住民の理解を得て、平成16年の北九州事業を始め、豊田事業（平成17年）、東京事業（平成17年）、大阪事業（平成18年）、北海道事業（平成20年）による処理が始まった。中間貯蔵・環境安全事業株式会社による処理は、平成24年度末時点で高圧トランス等56%、高圧コンデンサ等44%が完了し、また、蛍光灯安定器等の処理も平成21年に北九州事業、平成25年に北海道事業において開始された。しかしながら、世界でも類を見ない大規模な化学処理方式によるPCB廃棄物の処理は、作業に係る安全対策等、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、当初予定していた平成28年3月までの当該処理に係る事業の完了が困難な状況となっている。

一方、PCB特別措置法施行後の平成14年、PCBを使用していないとされるトランスやコンデンサから微量のPCBが検出されるものがあることが判明したことを受け、環境省において焼却実証試験を行い、当該試験結果を踏まえ、平成21年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。）において無害化処理認定制度の対象に微量のPCBに汚染された廃棄物が追加された。その後、当該制度を活用して微量のPCBに汚染された廃棄物の処理体制を確保する取組が始まり、平成22年から処理が始まった。

このほか、微量のPCBに汚染された柱上トランスについては、平成13年から電力会社が自社処理に取り組んでおり、平成24年度末時点で約7割の処理が完了している。

我が国において、PCB廃棄物は、過去約30年間処分がなされず保管を余儀なくされたが、これまでの取組により、PCB特別措置法の制定以降、大きく処理が進んだといえる。しかし、PCB廃棄物の処理完了に向けては、まだ道半ばであり、今後、一日も早い処理完了に向け、

事業活動に伴ってP C B廃棄物を保管する事業者（以下、「保管事業者」という。）、P C Bを製造した者及びP C Bが使用されている製品を製造した者、国、都道府県及び市町村が、この問題を解決するという確固たる意思を持って、それぞれの責務を果たさなければならない。

このような経緯を踏まえ、国では、P C B特別措置法の処理期限を平成39年3月31日まで延長するとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下、「P C B廃棄物処理基本計画」という。）策定後10年が経過したことを契機に、今後のP C B廃棄物の適正処理推進策について検討した。その結果、ストックホルム条約で定める処理期限を守り、一日も早く日本全体のP C B廃棄物を処理するために、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の全国5カ所のP C B処理事業所の処理能力を最大限活用し、従来の事業対象地域を越えて処理を行うこと、事業の処理完了期限を延長することなどについて、処理施設立地自治体の承諾を得て、平成26年6月にP C B廃棄物処理基本計画を変更した。

2 計画の基本的事項

（1）計画の目的

奈良県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（以下、「奈良県P C B廃棄物処理計画」という。）は、P C B特別措置法第7条の規定により、国がP C B廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として策定したP C B廃棄物処理基本計画（平成26年6月策定）に即して定めることとされており、奈良県内のP C B廃棄物の処理を総合的かつ計画的に実施する方策を明らかにし、確実かつ適正なP C B廃棄物の処理の推進を図ることを目的とする。なお、奈良県P C B廃棄物処理計画と他計画との関係は、図1のように図示される。

（2）計画期間

この計画は、平成28年2月から、P C B特別措置法に定めるP C B廃棄物の処分の期限（平成39年3月31日）までを計画期間とする。

（3）計画対象

県内で保管又は使用されているP C B特別措置法第2条第1項に定めるP C B廃棄物^(注)を対象とする。

（注）P C B廃棄物とは、P C B、P C Bを含む油又は、P C Bが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物（廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）となったもの（環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

（4）処分期間

P C B廃棄物の処分期間は、国のP C B廃棄物処理基本計画に即して、表1のとおりとする。

（5）その他

P C B廃棄物の保管事業所数及び保管数量については毎年度公表することとし、これにより処分の見込み量が大幅に変動した場合、国のP C B廃棄物処理基本計画の改訂及びP C B廃棄物の処理体制の整備状況等の変化等が発生した場合には、計画を適宜見直すこととする。

また、本計画を変更した場合には、県民及び事業者に周知するものとする。

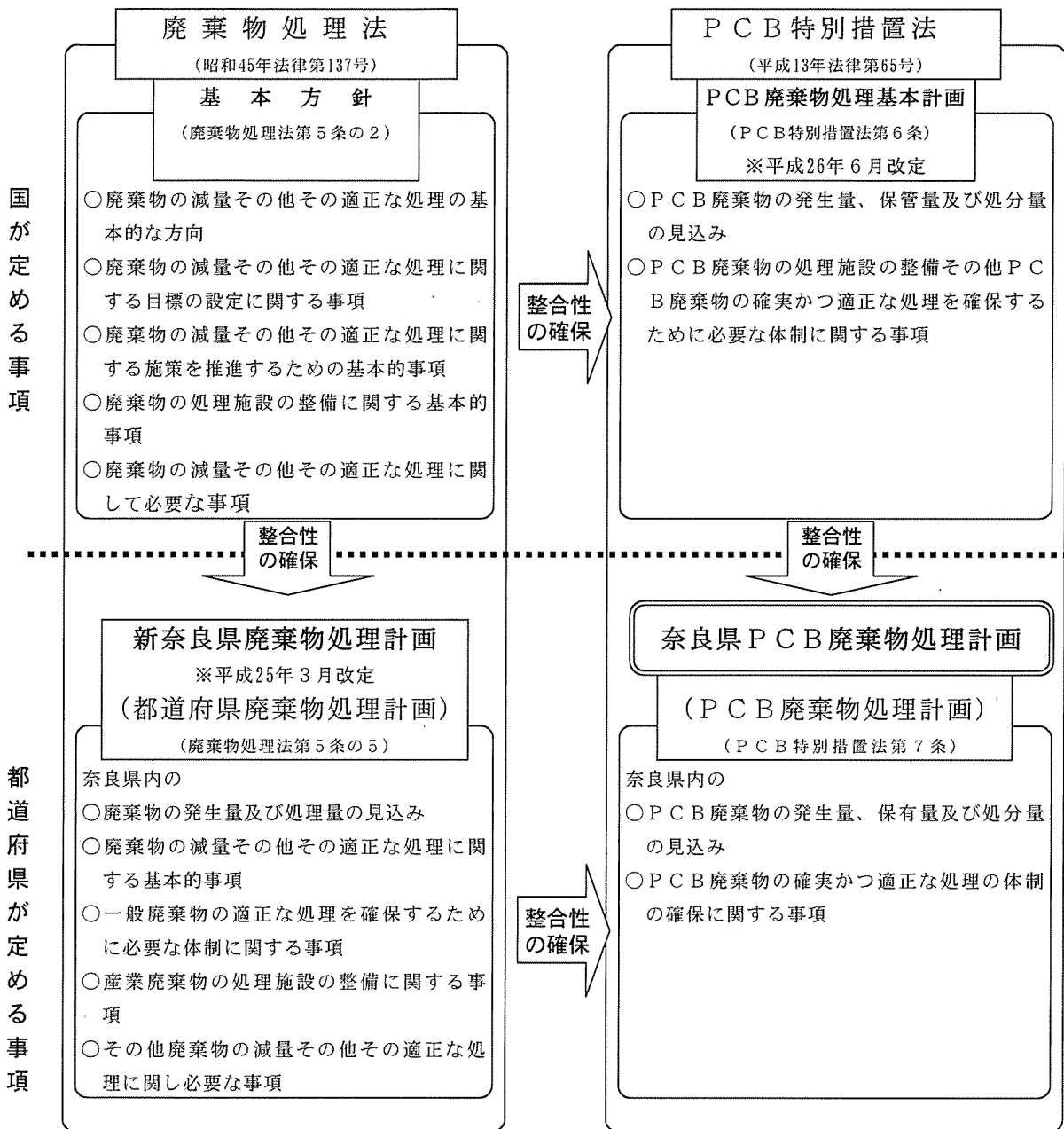


図1 奈良県PCB廃棄物処理計画と他計画との関係

表 1 PCB 廃棄物の処分期間

PCB廃棄物の種類		計画的処理完了期限	事業終了準備期間	実施場所
高濃度 PCB 廃棄物 (PCB 廃棄物 から 低濃度 PCB 廃棄物 を 除いた ものを いう。)	高圧トランス・コンデンサ等	平成34年3月31日	平成34年4月1日から 平成37年3月31日まで	中間貯蔵・環境安全事 業株式会社大阪PCB処理 事業所
	ポリプロピレン等を使用したコン デンサの一部	平成35年3月31日	平成35年4月1日から 平成38年3月31日まで	中間貯蔵・環境安全事 業株式会社豊田PCB処理 事業所
	安定器等・汚染物	平成34年3月31日	平成34年4月1日から 平成36年3月31日まで	中間貯蔵・環境安全事 業株式会社北九州PCB処 理事業所
低濃度 PCB 廃棄物	微量のPCBに汚染された絶縁油を 使用した電気機器等（以下、「微 量PCB汚染廃電気機器等」とい う。）及びPCB濃度が5,000mg/kg 以下のPCB廃棄物（微量PCB汚染廃 電気機器等を除く。）	平成39年3月31日まで		廃棄物処理法に基づく 無害化処理認定施設

注1) 計画的処理完了期限とは、保管事業者が中間貯蔵・環境安全事業株式会社に処分委託を行う期限である。

注2) 事業終了準備期間とは、今後、新たに発生する廃棄物や、処理困難物への対応及び事業終了のための準備を行う期間である。

第2章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の現状及び処分見込み量

PCB廃棄物を保管又は処分する事業者は、毎年度末の保管状況及び処分状況等を都道府県知事(保健所を設置する市にあっては、当該市長)に届け出なければならないこととされており(PCB特別措置法第8条)、これに違反した者は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されることとされている(PCB特別措置法第25条)。

1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管量

PCB特別措置法第8条の規程に基づき、県内の保管事業者から届出があったPCB廃棄物の種類別の保管量(平成26年3月31日現在)は、表2-1のとおりである。

これらの機器は、従来より、旧通商産業省、旧(財)電機絶縁物処理協会等により実態把握が進められてきたところである。

高圧トランス、高圧コンデンサ以外でPCB廃棄物の主なものとして、蛍光灯用安定器がある。蛍光灯用安定器は、学校、工場等の事業所に使用された蛍光灯の安定器に含まれているものであるが、機器の性質上、不特定の事業所に販売されてきたため、正確な実態を把握するために、法の周知を徹底するなどにより、PCB特別措置法第8条の規定による保管等の届出を行っていない事業者の把握に努めてきたところである。

2 ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用状況

PCB特別措置法において、毎年度の届出を義務づけているのは、PCB廃棄物を保管する事業者のみであるが、PCBを使用し、又は含んだ製品で現に使用されているもののみ所持する事業者についても、将来的には必ず廃棄物となることから、当該製品を使用する事業者に対してもその製品の使用について届出を行うよう協力を求めているところである。

また、PCB廃棄物となった時点においても、適正処理が必要であることなどを啓発及び指導しているところである。

さらに、電気事業法においては、PCB使用電気工作物の設置について各地方産業保管監督部長に報告することが義務づけられている。県は、中部近畿産業保安監督部近畿支部から、この報告に関する情報提供を得て、PCB特別措置法に基づく届出内容とあわせ、実態把握に努めている。

平成26年3月31日現在の使用状況は、表2-2のとおりである。

3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分量の見込み

県内のPCB廃棄物の処分量は、現在保管されているPCB廃棄物に現在使用されているPCB使用製品を加えた量とし、その種類別処分見込み量は表2-3のとおりである。

なお、今後新たにPCB廃棄物となるものが把握された場合は、順次、処分見込み量にその量を加えることとする。

表 2 - 1 奈良県内の P C B 廃棄物の保管状況（平成26年 3 月31日現在）

種 別	単 位	奈良県（奈良市を除く）		奈良市		合計（奈良県全域）	
		事業所数	保管量	事業所数	保管量	事業所数	保管量
高圧トランス	台	24	56	0	0	24	56
高圧コンデンサ	台	281	635	51	102	332	737
低圧トランス	台	2	3	0	0	2	3
低圧コンデンサ	台	20	8,103	8	92	28	8,195
柱上トランス	台	0	0	0	0	0	0
安定器	個	114	17,173	77	8,725	191	25,898
P C B	kg	1	0.02	1	0.13	2	0.15
P C B を含む油	kg	21	871.2	7	189.50	28	1,060.7
感圧複写紙	kg	0	0	2	656.10	2	656.1
ウエス	kg	25	895.63	5	44.80	30	940.43
その他機器	台	152	754	47	125	199	879
汚泥	kg	3	52.0	0	0	3	52.0
その他	kg	18	2,456.8	5	20.00	23	2,476.8

表 2 - 2 奈良県内の P C B 使用製品の使用状況（平成26年 3 月31日現在）

種 別	単 位	奈良県（奈良市を除く）		奈良市		合計（奈良県全域）	
		事業所数	使用量	事業所数	使用量	事業所数	使用量
高圧トランス	台	7	13	0	0	7	13
高圧コンデンサ	台	77	177	6	6	83	183
低圧トランス	台	0	0	0	0	0	0
低圧コンデンサ	台	0	0	0	0	0	0
柱上トランス	台	0	0	0	0	0	0
安定器	個	18	2,287	3	71	21	2,358
P C B	kg	0	0	0	0	0	0
P C B を含む油	kg	0	0	0	0	0	0
感圧複写紙	kg	0	0	0	0	0	0
ウエス	kg	0	0	0	0	0	0
その他機器	台	77	294	20	51	97	345
汚泥	kg	0	0	0	0	0	0
その他	kg	0	0	0	0	0	0

表 2 - 3 奈良県内の P C B 廃棄物処分量の見込み (平成26年 3 月31日現在)

種 別	単位	保管量 (A)	発生量 (B) 注)	処分見込量 (A + B)
高圧トランス	台	56	13	69
高圧コンデンサ	台	737	183	920
低圧トランス	台	3	0	3
低圧コンデンサ	台	8, 195	0	8, 195
柱上トランス	台	0	0	0
安定器	個	25, 898	2, 358	28, 256
P C B	kg	0. 15	0	0. 15
P C Bを含む油	kg	1, 060. 7	0	1, 060. 7
感圧複写紙	kg	656. 1	0	656. 1
ウエス	kg	940. 43	0	940. 43
その他機器	台	879	345	1, 224
汚泥	kg	52	0	52
その他	kg	2, 476. 8	0	2, 476. 8

注) 平成26年 3 月31日現在で使用中の P C B を含んだ機器が、全て使用中止され P C B 廃棄物となるものとして集計

第3章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制

1 拠点的広域処理施設による処理体制

高圧トランス等のPCB廃棄物は、国のPCB廃棄物処理基本計画に基づき、拠点的広域処理施設である下記(1)、(2)、(3)のPCB廃棄物処理施設において処分する。

低濃度PCB廃棄物は下記(4)の無害化処理認定施設において処分する。

(1) 高圧トランス・コンデンサ等

- ①事業者 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
- ②事業場の名称 大阪PCB処理事業所
- ③住所 大阪府大阪市此花区北港白津2丁目
- ④対象物 高圧トランス、コンデンサ等
安定器、汚染物（小型電気機器）の一部
- ⑤処理能力 2.0トン/日
- ⑥処理期限 平成37年3月まで

（計画的処理完了期限は平成34年3月まで、事業終了準備期間が平成34年4月から平成37年3月まで）

(2) ポリプロピレン等を使用したコンデンサの一部

- ①事業者 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
- ②事業場の名称 豊田PCB処理事業所
- ③住所 愛知県豊田市細谷町3丁目
- ④対象物 ポリプロピレン等を使用したコンデンサの一部
- ⑤処理能力 1.6トン/日
- ⑥処理期限 平成38年3月まで

（計画的処理完了期限は平成35年3月まで、事業終了準備期間が平成35年4月から平成38年3月まで）

(3) 安定器等・汚染物

- ①事業者 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
- ②事業場の名称 北九州PCB処理事業所
- ③住所 福岡県北九州市若松区響町1丁目
- ④対象物 安定器等、汚染物（大阪事業所において処理するものを除く）
- ⑤処理能力 10.4トン/日
- ⑥処理期限 平成36年3月まで

（計画的処理完了期限は平成34年3月まで、事業終了準備期間が平成34年4月から平成36年3月まで）

(4) 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物

低濃度PCB廃棄物は、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度の対象となっていることから、国の認定を受けた無害化処理認定施設（県が許可した無害化処理施設を含む。以下同じ。）で処理することとし、処理期限はPCB特別措置法で定める平成39年3月とする

低濃度PCB廃棄物の処理施設は環境省ホームページに掲載された廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設のとおり。

2 収集運搬体制

PCB廃棄物の適正な処理に当たっては、処理施設の整備とともに、各PCB廃棄物保管事業場から処理施設までの安全な収集運搬体制の確立が重要であることから、環境省においては、平成14年3月に「PCB廃棄物収集運搬の基本的考え方（案）」を公表するとともに、「PCB廃棄物収集運搬技術調査検討会」を設置してPCB廃棄物の保管事業者や収集運搬業者などが留意すべき事項について検討を行い、この結果をもとに「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」（平成23年8月改訂）を定め、収集運搬体制の整備を図っている。

さらに、平成21年11月に微量PCB汚染廃電気機器等を対象とした「微量PCB汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン」が制定され、平成25年6月に上記ガイドラインを一部改定し、処理対象として低濃度PCB廃棄物を追加し、名称を「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」と改めた。これにより処理施設の能力に見合った適切な収集運搬体制が整備されている。また、保管事業者の多くは、その保管するPCB廃棄物がごく少量であることから、保管事業場から処理施設までの運搬を特別産業廃棄物収集運搬業者（以下、「収集運搬業者」という。）に委託するものと考えられる。国は、廃棄物処理法施行規則を一部改正し、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可基準においてPCB廃棄物の収集運搬に関する規制の強化等を行った。奈良県及び奈良市は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社における受入体制の整備に協力するとともに、関係者（保管事業者、収集運搬業者等）に対し、計画的なPCB廃棄物処理の実施について啓発及び指導を行う。

第4章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正処理の推進方策

PCB廃棄物の適正処理に当たっては、その性状や、長期間にわたって保管が続いてきたことなどの特殊な事情にかんがみ、次の各事項に従って諸施策を推進するとともに、通常の廃棄物の処理以上に、各関係者が協力、連携しながら取り組むことが必要である。

1 奈良県及び奈良市の役割

(1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の実態把握

PCB特別措置法第5条第2項の規定により、都道府県は、PCB廃棄物の状況を把握する責務を有するとされている。これを受け、奈良県は、奈良市と協力して次に掲げる施策を実施し、PCB廃棄物の状況の把握に努めるものとする。

ア PCB特別措置法第8条に基づき、事業者に対しては、毎年度、PCB廃棄物保管状況等届出書の提出期限の相当程度以前に、届出提出期限の周知及び届出書様式の送付を行い、毎年度の保管状況等の報告を確実に行うよう誘導する。

イ 過去に、PCB特別措置法第8条の規定によりPCB廃棄物の保管等状況について届け出たにもかかわらず、その後、届出を行わない事業者に対しては、郵便、電話等により届出の継続を指導するほか、適宜、職員が当該事業場を訪問し、担当者等に対面して届出を督促する。これらの指導によっても届出に応じない事業者に対しては、PCB特別措置法に基づき、厳正に対処する。

ウ 今後も新たなPCB廃棄物の発生、把握が見込まれるため、工場、病院、学校等、潜在的にPCB廃棄物を保管、使用している可能性がある事業場に対して、PCB廃棄物の有無やPCB使用製品の状況を問い合わせるほか、関係団体に対して未届出のPCB廃棄物に関する情報提供について協力を要請するなど、PCB廃棄物の実態把握に向けた取組を実施する。

(2) 適正処理推進のための監視、指導等

ア 奈良県及び奈良市は、保管事業場での保管における安全性の確保を図るため、各保管事業者が廃棄物処理法施行規則に定める特別管理産業廃棄物保管基準を遵守するよう、啓発、指導を実施する。また、PCBの生活環境中への漏洩が懸念される事業場に対しては、適宜立入検査を実施し、状況に応じた指導を実施する。保管施設の改善に応じない事業者等に対しては、廃棄物処理法に基づいて改善命令を発出するなど、厳正に対処する。

イ 奈良県及び奈良市は、PCB廃棄物が処理期限内に安全かつ確実に処理されるよう、保管事業者に対して周知、啓発を図る。また、PCB使用製品の使用事業者に対しては、できるだけ早期に代替品への転換及び処理期限内の処理を進めるよう周知、啓発する。

ウ 奈良県及び奈良市は、PCB廃棄物の収集運搬中の漏洩、飛散の防止及び安全かつ効率的な収集運搬が行われるよう、収集運搬業者に対し、国が定めたPCB廃棄物収集・運搬ガイドライン及び低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン並びに近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会が設置したPCB廃棄物広域処理部会及び、沖縄県、九州、中国、四国、近畿、東海エリア処理事業対象地域等で構成する広域的な連携のための会議（以下、両会議を併せて「広域協議会」という。）等で決定した事項を遵守するよう監視、指導する。

エ PCB廃棄物は、工場の増改築や解体時に誤って処分される可能性があるため、建設業者、解体業者等に対して、他の廃棄物と混在させることのないよう、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に関するパトロール等の機会を通じて、PCB廃棄物の事前点検、他の廃棄物と分別して保管事業者を引き渡すことについて奈良県及び奈良市は周知、啓発に努める。

(3) 計画的処理を行うための調整及び計画的搬入

PCB廃棄物は、処理施設の状況や処理能力などから計画的な処理が求められる。国のPCB廃棄物処理基本計画において、PCB廃棄物の計画的な処理を確保するためには関係する都道府県及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社との調整を行うとともに、拠点的広域処理施設への計画的な搬入の方針を策定することが定められている。

ア 県内に存するPCB廃棄物の計画的な搬入については、保管事業者と中間貯蔵・環境安全事業株式会社の相互の調整に基づき実施するものとし、奈良県及び奈良市は、県内のPCB廃棄物の搬入量について規模や現状、PCB廃棄物の性状や保管状況を踏まえて、安定的な搬入が確保できるよう中間貯蔵・環境安全事業株式会社及び関係府縣市と調整を図ることとする。

イ 奈良県及び奈良市は、PCB廃棄物の計画的な処理を確保するために必要な関係府縣市及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社との調整を行う枠組みとして、広域協議会等を積極的に活用し、拠点的広域処理施設への計画的な搬入の方針について、関係府縣市及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社と協議を行う。また、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の受入基準、処理体制等に関して関係機関（排出事業者、収集運搬業者）を指導し、PCB廃棄物の円滑な適正処理に努める。

(4) 関係機関との連携

ア 奈良県及び奈良市は、拠点的広域処理施設である中間貯蔵・環境安全事業株式会社各PCB処理事業所において、近畿2府4県のPCB廃棄物が計画的に処理されるよう、広域協議会等において、関係自治体の処理計画や緊急時の連絡体制の整備など必要な事項について調整を図る。また、重点搬入期間等において保管事業者が計画的に処理を進めるよう、必要な指導を行うものとする。

イ 現在使用中のPCB使用電気工作物については、国、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、電気保安関係等の事業者と協力して、奈良県及び奈良市はPCB廃棄物の未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表に掲載された事業者に対し、処理の時期を確認するとともに、計画的処理完了期限までに処理が行われるよう、必要な指導を行うものとする。

ウ 奈良市内に存する保管事業者及び収集運搬業者への指導については、保健所設置市である奈良市が行うこととなっている。県内PCB廃棄物の計画的処理を統一的に実施するため、奈良県と奈良市は各々が保有する情報の共有化を進めるとともに、保管事業者への啓発、指導の統一の実施を図るなど、相互に協力して効率的に施策を実施することとする。

エ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の処理施設が設置されている地元自治体に対しては、PCB廃棄物の処理に関して重要な役割を果たしていることに鑑み、広域協議会等を通じて、奈良県及び奈良市は当該地元自治体に対して必要な協力を行うこととする。

オ 緊急時の対応

収集運搬については、奈良県及び奈良市が関係機関と連携して早急に適正な対応に当たるものとする。処理における緊急時の対応は広域協議会等及び関係行政と奈良県及び奈良市が連携、協力してあたる。

(5) 県民、事業者等の理解を深めるための方策

PCB特別措置法第5条第3項の規定により、国、都道府県及び市町村は、PCB廃棄物の適正処理を推進するため、国民、保管事業者及びPCB製造者等の理解を深めるよう努力する責務を有するとされている。県内においても、PCB廃棄物の保管が長期化し、その処理について不安が生じるおそれがあるため、奈良県及び奈良市は、PCBに関する情報を積極的に提供し、また公開する必要がある。

奈良県及び奈良市が、県民、保管事業者に対して提供し、また、公開する情報としては、県内に存する保管事業者及びその保管状況に関する情報、PCB廃棄物の計画的処理に関する情報、PCB廃棄物の性状及び安全性の確保に関する情報等がある。

これらの情報を提供、公開するための施策として、以下のことを行うものとする。

ア 県民に対しては、県等が有する広報媒体を活用し周知するほか、国、県、中間貯蔵・環境

安全事業株式会社等が作成したパンフレット等を、県、市町村の窓口を設置することとする。県内に存する保管事業者及びその保管状況に関する情報のうち、PCB特別措置法により公開が定められた情報については、県庁舎及び市庁舎において文書により公開するとともに、電子媒体による情報提供を実施する。

イ 保管事業者に対しては、定期的に、PCB廃棄物に関する法令の情報、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、無害化処理認定施設に関する情報、PCB廃棄物処理基金に関する情報等を提供する。

ウ また、PCB廃棄物の適正保管に関する情報については、保管事業者に対して文書やホームページ等により積極的に啓発するほか、関係団体に対し、その取引等行う保管事業者におけるPCB廃棄物の保管方法の適正化について指導するよう協力を要請する。

(6) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による処理の推進

産業廃棄物の処理については、廃棄物処理法に基づき「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」（廃棄物処理法第3条）とされており、PCB廃棄物についても、当然にその保管事業者の費用負担において処理されなければならない。しかしながら、PCB廃棄物は、その性状から長期間にわたって適正に処理を行う手段がなく、実質的に事業者による処理責任の履行が制限されてきた。また、PCB廃棄物の保管の長期化は、中小事業者にとっては、人的また経済的に大きな負担となってきたところである。このような現状にかんがみ、環境省は、平成13年度、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を環境事業団（平成16年4月1日以降は独立行政法人環境再生保全機構に承継）内に造成し、この資金をもって、中間貯蔵・環境安全事業株式会社及び環境大臣が指定する者が行うPCB廃棄物の処理事業において中小事業者がPCB廃棄物を処理する際に要する費用の一部を助成することとした。

県は、この趣旨に賛同し、当該基金造成にかかる都道府県負担分として毎年この基金に出えんしているが、県内のPCB廃棄物の早期処理を促進するため、引き続き基金に出えんする。基金の仕組みについては図2のとおりである。

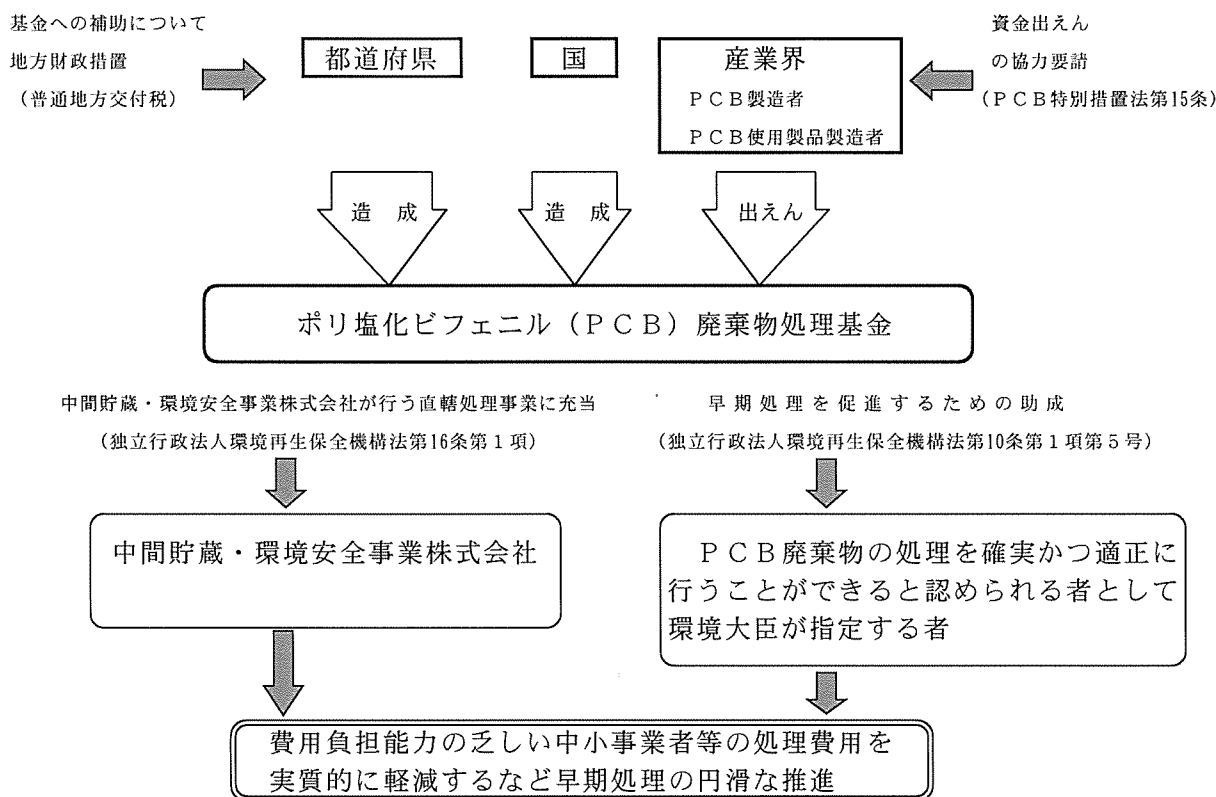


図2 PCB廃棄物処理基金の仕組み

2 保管事業者の役割

保管事業者は、PCB特別措置法及び廃棄物処理法に基づき、自らの責任においてPCB廃棄物を処理しなければならない。これに伴い、保管事業者は、PCB特別措置法の規定に基づき、毎年度のPCB廃棄物の保管及び処分の状況（PCB特別措置法第8条）、また、PCB廃棄物の保管場所を変更した際（PCB特別措置法施行規則第6条）にあつてはそのことについて、それぞれ関係する都道府県知事又は保健所設置市長に届け出ることとなっている。

保管事業者は、これら関係法令の定めを遵守するとともに、次の事項を履行する必要がある。

- ア 特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し、PCB廃棄物の保管から処分に至るまでの管理を適切に行う。
- イ 処分を委託する際は、安全な収集運搬が確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、処理期限内に確実に処分するため、処分業者と十分な調整を行い、委託する時期を定めるなど計画的な処分に努める。なお、処分を委託する際は、収集運搬業者及び処分業者の処理状況等を確認する。
- ウ PCB廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するために国、県、市町村が実施する施策に協力する。また、PCB廃棄物の処理に対する県民の不安を払拭するため、自らの保管するPCB廃棄物の情報の公開に努める。
- エ 多量のPCB廃棄物を保管する事業者については、奈良県PCB廃棄物処理計画に即し、及び県市の指導等に従い、PCB廃棄物の適正な保管、安全な収集運搬及び計画的な処分に関する事項を定めた計画を策定する。

3 家電製品製造者の役割

一般家庭における家電製品のうち、昭和49年以前に製造されたテレビ、ルームクーラー及び電子レンジについては、PCBを使用した部品を含む可能性がある。これらのうち、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象とするテレビ及びルームクーラーについては、製造者がPCBが使用された部品をとりはずし保管する。また、市町村が収集した電子レンジについても同様とする。

4 収集運搬業者の役割

収集運搬業者及び自らPCB廃棄物の収集運搬を行う者は、PCB廃棄物の収集運搬が確実に適正に行われるよう次の事項を履行する必要がある。

- ア 廃棄物処理法で定める特別管理産業廃棄物収集運搬基準、PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン、低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン並びに県、市、広域協議会等及び関係自治体が定める輸送規制等を遵守する。
- イ 収集運搬時の事故等、緊急時に対応するため、緊急時の措置及び連絡体制等を定めた緊急時対応マニュアル等を整備するとともに、このマニュアルに基づき作業従事者への教育及び緊急時を想定した模擬訓練等を実施する。
- ウ 県内には少量のPCB廃棄物を保管する事業者が多数存在し、PCB廃棄物の種類も多岐にわたることから、収集運搬業者は、安全かつ効率的に処理施設への搬入が行われるよう、保管事業者及び処分業者と十分な調整を行い、運搬車両ごとの運行管理を適切に行う。
- エ PCB廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため、国、県、市町村が実施する施策に協力する。

5 処分業者等の役割

処分業者及び自らPCB廃棄物の処分を行う者は、PCB廃棄物の処分が確実かつ適正に行われるよう次の事項を履行する必要がある。

- ア 処理施設の整備及び稼働に際しては、廃棄物処理法で定める処理施設の技術上の基準及び維持管理の技術上の基準を遵守するとともに、同法で定める処分の基準を遵守しなければならない。
- イ 処分業者は、PCB廃棄物が第3章で定める廃棄物の種類、処理施設、処理完了期限の区分に従って、確実かつ適正に処理ができるよう受入基準及び受入計画を定め、保管事業者及び収集運搬業者等と十分な調整を行い、計画的な処分を行う。
- ウ PCB廃棄物の搬入及び処分の状況並びに排出モニタリング結果等、PCB廃棄物の処理に関する情報の公開を積極的に行い、PCB廃棄物の処理についての理解と信頼を得るように努める。
- エ 緊急時に適切に対応するため、緊急時の措置及び連絡体制等を定めた緊急時対応マニュアル等を整備するとともに、このマニュアルに基づき作業従事者への教育及び緊急時を想定した模擬訓練等を実施する。
- オ PCB廃棄物については、保管事業者において長期間の保管が継続してきたことから、破産等により継続的な保管場所の確保ができなくなったもの及び容器の破損等により生活環境保全上の支障が生ずるおそれのあるものについて、県、市から早急に処理するよう要請があった場合は、速やかに処理できるように協力する。
- カ PCB廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため、国、県、市町村が実施する施策に協力する。

6 その他関係者の役割

PCB廃棄物の適正な処理の推進にあたっては、行政、独立行政法人環境再生保全機構、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、保管事業者、収集運搬業者だけでなく、高圧コンデンサ等の機器に関して、PCBが含まれているか否かなどの情報を持っているPCBを製造した者及びPCB使用機器を製造した者など多くの関係者が、連携、協力して効率的かつ計画的にPCB廃棄物の円滑な処理のために実施する施策に協力しなければならない。